

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2322号)

令和2年8月25日

横情審答申第2322号

令和2年8月25日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年11月9日健こ第1053号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市こころの健康相談センターが保有する請求者の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条1項に基づく診察結果」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市こころの健康相談センターが保有する請求者の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条1項に基づく診察結果」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、平成13年度の精神保健福祉法第25条通報受理書の検事の氏、平成19年度の措置入院に関する診断書の「重大な問題行動」欄の問題行動の選択肢並びに措置入院のための移送に関する移送記録票に記載された移送チームメンバーが所属する地方公共団体名及び肩書を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分の非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成30年9月20日付で行った「横浜市こころの健康相談センターが保有する請求者の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条1項に基づく診察結果」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受理書（以下「23条通報受理書」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条通報受理書（以下「24条通報受理書」という。）及び精神保健福祉法第25条通報受理書（以下「25条通報受理書」という。23条通報受理書、24条通報受理書及び25条通報受理書を総称して、以下「通報受理書」という。）、入院措置通知書、措置入院のための移送に関する移送記録票（以下「移送記録票」という。）並びに措置入院に関する診断書及び措置入院等に関する診断書（総称して、以下「診断書」という。）には、本人開示請求者に係る個人情報のみならず、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する措置入

院の可否を判断するために精神保健指定医（以下「指定医」という。）が行う診察（以下「措置診察」という。）の事前調査及び措置診察に関して取得した本人開示請求者以外の個人の氏名、連絡先、住所、性別、続柄、生年月日、年齢、職業及び陳述内容といった個人情報が含まれている。この情報は、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第22条第3号に基づき、該当する部分を非開示とした。

なお、本人開示請求者以外の個人の陳述内容については、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられるため、同号に該当するものとしている。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

起案文書の表紙及び診断書には、当該措置診察を行った指定医の氏名、印影及び診断内容が含まれている。

診断内容については、措置診察の中で指定医が医学的な見地より示した見解であって、かつ措置診察自体が一般の診療行為における診察とは異なり、措置入院の可否の判断のために行うものであることから、その判断結果以外の内容を本人に告知することはない。措置入院は行政処分による強制的な入院であることから、当該診断に係る情報が開示されることによって、診断内容に関する不満や心理的反発が指定医への圧力へと転じた場合に、客観的かつ適正な評価及び診断が困難になり、措置診察の担い手として必須である指定医の積極的な協力の抑制となるおそれがある。その結果、全国的にみて指定医が少ない神奈川県内において措置診察を含む行政への協力が義務化されていない指定医の確保が更に困難になることで、精神科救急の運営の支障を及ぼすことが考えられる。

また、措置入院となった方の中には、退院後に症状が再発する方もおり、その方の病状によっては、措置入院の際の診断書の内容を見ることによって、症状に影響する可能性も否定できない。

審査請求書記載の審査請求の理由によると、非開示とした部分が初診日を証明する有力な医証となるとあるが、措置診察が実施された事実やその診察日及び場所、診断名等を開示していることを踏まえ、非開示決定した部分を開示することによる利益と、横浜市を行う精神科救急医療対策事業の適正な遂行の体制を確保することによる利益の比較衡量の観点からも、条例第22条第7号に基づき、行政運営情報に該当する部分を非開示とした。

なお、指定医の氏名及び診断書に含まれる常勤職員以外の職員の氏名については、本人開示請求者以外の特定の個人を識別するものに該当するため、条例第22条第3号に基づいても非開示とすることが適当である。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部又は非開示とされた診断内容を開示するよう求める。
- (2) 実施機関が非開示とした診断内容は、障害年金申請の為に必要な情報であり、各病院の診断書がすでに法的保存期間を過ぎ廃棄処分されていることから、初診日を証明する有力な医証となるものである。

開示することにより、精神保健福祉事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるとされているが、本件の場合、開示されないことにより本人の社会保険制度における権利が奪われる可能性が生じることから、実施機関が診断内容を非開示とした処分は適切ではないと考える。

5 審査会の判断

- (1) 措置診察に係る事務について

法第27条では、法第23条（平成26年3月31日以前は第24条。以下同じ。）の規定に基づく警察官による通報又は法第24条（平成26年3月31日以前は第25条。以下同じ。）に基づく検察官による通報等があった者について、都道府県知事（政令指定都市の場合は、市長。以下同じ。）は、調査の上必要があると認めるときは、措置診察をさせなければならないとされている。

横浜市では、法第23条又は第24条に基づく通報があったときは、措置診察の実施の要否を判断するための調査においては、通報があった者の氏名、住所等のほか家族状況、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等を関係機関等に確認し、精神障害による自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす（以下「自傷他害」という。）おそれについて調査し、通報受理書を作成し、措置診察の実施の要否を決定している。

措置診察が必要と判断した場合、指定医による診察が行われ、措置診察の結果、措置診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害による自傷他害のおそれがあると認めたときは、都道府県知事

は、法第29条第1項の規定に基づき、その者を国等が設置した精神科病院等に入院させる決定を行う。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る過去4度の措置入院に係る起案文書一式である。各年度における起案文書一式は、概ね、通報受理書、入院措置書、入院措置通知書、措置診察に基づいて指定医が作成した診断書2通で構成される。各文書で非開示とした部分及び情報は別表に示すとおりである。

実施機関は、本人開示請求者以外の氏名、連絡先、住所、性別、続柄、生年月日、年齢、職業及び陳述内容は条例第22条第3号に、指定医の氏名及び印影並びに診断内容は条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もつとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 通報受理書の「受信者」欄及び診断書の「職員氏名」欄並びに移送記録票の「記録者」欄について

本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした通報受理書の「受信者」欄には警察官又は検察官からの通報を受けた実施機関の非常勤職員の氏又は氏名が、診断書の「職員氏名」欄には診断に立ち会った非常勤職員の氏名が、移送記録票の「記録者」欄には移送に同行した非常勤職員の氏名が記載されていた。これらの非常勤職員の氏及び氏名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文前段に該当

する。また、非常勤職員の氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として本人開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。また、当該氏名は本号ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ 通報受理書の「通報者」欄について

本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした平成11年度及び平成19年度の24条通報受理書並びに平成27年度の23条通報受理書の「通報者」欄には、実施機関に通報を行った神奈川県警察の警察官の氏が記載されていた。当該氏は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、神奈川県警察の警察官の氏名については職位に応じて公表する慣行があるが、当該氏について公表する慣行があるとは確認できず、当該氏が本号ただし書アに該当すると判断することはできない。また、当該氏は本号ただし書イ及びウにも該当しない。

エ 25条通報受理書の「検事」欄及び「担当」欄について

本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした平成13年度の25条通報受理書の「検事」欄には検事の氏が、「担当」欄には検察庁担当職員の氏及び連絡先が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文前段に該当する。

次に、本号ただし書の該当性について検討する。国立印刷局発行の職員録には検事及び一定以上の職位の検察庁職員の氏名が記載されているので、25条通報受理書に記載の検事の氏は本号ただし書アに該当する。一方、検察庁担当職員の氏については、公表する慣行があるとは確認できず、本号ただし書アに該当すると判断することはできない。また、当該氏は本号ただし書イ及びウにも該当しない。

なお、検察庁担当職員の連絡先は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 移送記録票の「搬送同行者の氏名」欄について

本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした当該部分には、横浜市のほか神奈川県内の3つの地方公共団体名及び肩書並びに各地方公共団体の職員の氏が記載されていた。このうち、職員の氏は本人開示請求者以外の個人

に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、実施機関に確認したところ、職員は全て各地方公共団体の非常勤職員であり、各地方公共団体において非常勤職員の氏名を公表する慣行があるとは認められないので、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。一方で、移送チームメンバーが所属する地方公共団体名及び肩書は、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報とはいえないため、本号に該当しない。

カ 通報受理書の「保護者」欄及び「引取者」欄について

本件保有個人情報を見分したところ、平成11年度及び平成19年度の24条通報受理書の「保護者」欄並びに平成13年度の25条通報受理書の「引取者」欄及び「保護者」欄には、本人開示請求者以外の個人の氏名、性別、年齢、続柄等が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、審査請求人には当該個人を推測することができる可能性があるとしても、当該個人が当然に特定されるものとはいえないことから、本号ただし書アに該当しない。また、これらの情報は本号ただし書イ及びウにも該当しない。

キ 入院措置通知書の「現に保護の任に当たっている者」欄並びに23条通報受理書及び移送記録票の「現に保護の任に当たっている者等」欄について

本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした入院措置通知書の「現に保護の任に当たっている者」欄並びに平成27年度の23条通報受理書及び移送記録票の「現に保護の任に当たっている者等」欄には、本人開示請求者以外の個人の氏名、性別、続柄、年齢、生年月日等が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。また、審査請求人には当該個人を推測することができる可能性があるとしても、当該個人が当然に特定されるものとはいえないことから、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

ク 23条通報受理書の「家族状況」欄及び「その他参考事項」欄並びに移送記録票の「その他の特記事項」欄

本件保有個人情報を見分したところ、当該部分には本人開示請求者以外の特定の個人の氏名、連絡先、続柄及び具体的な家族の状況が記載されていた。これら

の情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ケ 診断書の「主たる陳述者氏名」又は「陳述者氏名」欄、「被診察者との続柄」又は「続柄」欄及び「診察に立ち会った者」欄について

本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした診断書の「主たる陳述者氏名」又は「陳述者氏名」欄及び「被診察者との続柄」又は「続柄」欄には、審査請求人に係る措置入院の要否を判断するために医師が審査請求人の生活歴等を聴取した相手の氏名及び続柄が、「診察に立ち会った者」欄には審査請求人に係る措置診察に立ち会った者の氏名、性別等が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

コ 通報受理書の「保護した原因」欄、「精神症状の概要及び現在の状態」又は「精神症状の概要及び現在の状況」欄及び「治療歴」欄並びに診断書の「生活歴及び現病歴」欄について

本件保有個人情報を見分したところ、通報受理書の「保護した原因」欄、「精神症状の概要及び現在の状態」又は「精神症状の概要及び現在の状況」欄及び「治療歴」欄には、通報を受けた実施機関の職員が警察官、家族等から聴取したと思われる通報時の審査請求人の言動及び行動並びにこれまでの治療歴が、診断書の「生活歴及び現病歴」欄には、主たる陳述者として記載された者等から指定医が聴取し記録した審査請求人に係る具体的かつ詳細な生活歴等の情報が記載されていた。実施機関は、これらの個人の陳述を聴取して記載したと思われる内容のうち、警察官から聴取したと考えられる内容及び既に本人が当然に知っていると考えられる情報を除き非開示としている。実施機関が非開示とした情報は、審査請求人の情報であると同時に情報を提供した陳述者の情報でもあり、一見して陳述者を識別することはできないが、審査請求人であれば陳述者を識別することができる可能性を否定できない情報である。また、陳述者は審査請求人には開示されることを想定しないで審査請求人に対する強制的な措置につながる情報の提供をしていると考えられる。したがって、これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができないとしても、

これを審査請求人に開示すると当該情報を提供した個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文後段に該当する。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 診断書の「問題行動」又は「重大な問題行動」欄（ウに示す部分を除く。）、「現在の病状又は状態像」又は「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄及び「診察時の特記事項」欄について

(ア) 本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした診断書の「問題行動」又は「重大な問題行動」欄には、当該欄に列挙された自傷行為、他害行為等の問題行動に該当する事実がこれまでにあったかどうか及び今後そのおそれがあるかどうかを該当項目に丸印を付けることにより明示されており、「現在の病状又は状態像」又は「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、当該欄に列挙された病状又は状態像のいずれに該当するかが該当項目に丸印を付けることにより明示されており、「診察時の特記事項」欄には、指定医が医学的、専門的見地から措置入院が必要と判断した内容が記述されていた（これらを総称して、以下「本件診断内容」という。）。実施機関は、本件診断内容を開示すると、措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすと主張するため、以下検討する。

(イ) 措置診察は、被診察者の要請に応じてなされるものではなく、都道府県知事の指定する指定医により、被診察者が精神障害のために自傷他害に至るおそれがあるかを判断するために行うのであって、将来にわたって病状の改善といった目的のために、医師と患者との相互の信頼、協力関係のもとに行われる通常の治療行為とは性質が異なる。指定医は、措置診察の診断内容を被診察者やその家族に対して知らせる義務を負う立場にあるものではない。診断の結果要措置となった場合、被診察者は強制的に入院となり、本人の意思に反して身体の自由を拘束されることとなるのであるから、措置診察における指定医と被診察者は一種の緊張関係に置かれていると考えることができる。

仮に指定医の氏名を非開示にしたとしても、既に開示している診断書の筆跡

等から指定医の特定にいたる可能性が全くないとはいえないところ、上記のような関係において、被診察者が診断書の内容を了知することとなった場合、これを本人が素直に受容することができず、激高し、又は深刻に悩み、本人の心身に悪影響を及ぼすなどして、その結果、診断書を作成した指定医に対して様々な働き掛けを行う可能性は否定できず、それらの行動が全て冷静な判断のもと行われるとも想定し難い。

- (ウ) このため、上記(イ)のような事情が全く認められないような特別の場合は別として、診断内容が開示されるとなると、上記のような様々な働き掛けがなされることへの懸念から、指定医が措置診察を行うことに心理的重圧を感じることとなり、実施機関の説明にあるように神奈川県では精神保健指定医が少ない状況にある中で、措置診察の担い手である指定医の確保がますます困難になり、実施機関が行う措置入院事務の今後の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められる。よって、本件診断内容は本号に該当する。
- (エ) なお、措置入院に係る診断書に関する本人開示請求に係る答申として、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第253号（以下「答申第253号」という。）及び横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第598号（以下「答申第598号」という。）がある。診断内容について、答申第253号は非開示情報に該当すると判断し、答申第598号では非開示情報に該当しないと判断した。後者は、対象保有個人情報、異議申立書、意見書の記載等から、異議申立人について、上記(イ)のような事情が全く認められなかった事例であり、本件の判断と矛盾するものではない。

ウ 平成19年度の診断書の「重大な問題行動」欄の問題行動の選択肢について

実施機関は診断書の様式に記載された「重大な問題行動」欄の問題行動の選択肢を平成19年度の診断書につき非開示としているが、当該部分を開示することで実施機関の事務の遂行に支障をきたすおそれのある情報とは認められず、本号に該当しない。

エ 起案用紙の「精神保健指定医」欄及び診断書の「精神保健指定医」欄について

本件保有個人情報を見分したところ、実施機関が非開示とした起案用紙の「精神保健指定医」欄には措置診察を行った指定医の氏名が、診断書の「精神保健指定医」欄には指定医の氏名及び印影が確認できた。

前記イ(イ)のとおり、措置診察の性質を考慮すると、指定医の氏名が明らかにな

ることで、措置入院に対する不満や本人の認識との相違から、被診察者が指定医に対して不信感等を持ち、診断書等の記載内容の真偽又は詳細を確認することを目的として指定医に対して様々な働きかけが行われるおそれを否定できず、前記イ(ウ)と同様に、これを危惧する指定医が措置診察を行うことに心理的重圧を感じることで、措置診察の担い手である指定医の確保がますます困難になることで、実施機関が行う措置入院事務の今後の適正な遂行に支障を生じさせるおそれがあると認められる。よって、当該氏名及び印影は本号に該当する。

オ 平成27年度の診断書の生年月日欄及び診察日の一部について

当審査会で見分したところ、平成27年度の診断書の生年月日欄及び診察日のうち実施機関が非開示とした部分には、指定医の訂正印が押されていることが確認できた。これを開示すると、措置診察を行った医師の氏が明らかになり、前記エで述べたように、実施機関が行う措置入院に関する事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、当該非開示部分は本号に該当する。

(5) 審査請求人が求める初診日について

審査請求人は前記4(2)のとおり、初診日が分かる記録を求めているが、本件処分において、措置診察が行われた日及び病名は開示されている。また、当審査会で見分したところ、実施機関が非開示とした部分に、措置診察が実施された日以前に診察を受けた年月等が分かる記載は確認できなかったことを申し添える。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報条例第22条第3号及び第7号に該当するとして非開示とした決定のうち、平成13年度の25条通報受理書の検事の氏、平成19年度の診断書の「重大な問題行動」欄の問題行動の選択肢並びに移送記録票に記載された移送チームメンバーが所属する地方公共団体名及び肩書を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 金子正史、委員 小林雅信

別表 本件保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分及び情報

	文書名	非開示とした部分	非開示とした情報
平成11年度	起案用紙	「精神保健指定医」欄	氏名
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条通報受理書	「受信者」欄	氏
		「通報者」欄	氏
		「保護した原因」欄、「精神症状の概要及び現在の状態」欄	陳述内容
		「保護者」欄	氏名、性別、続柄、年齢、職業、住所、連絡先
	入院措置通知書	「現に保護の任に当たっている者」欄	氏名、年齢、住所、続柄
	措置入院に関する診断書	「生活歴及び現病歴」欄	陳述内容
		「主たる陳述者氏名」欄	氏名
		「被診察者との続柄」欄	続柄
		「問題行動」欄、「現在の病状又は状態像」欄、「診察時の特記事項」欄	診断内容
		「精神保健指定医氏名」欄	氏名、印影
「診察に立ち会った者」欄		氏名、性別、続柄	
「職員氏名」欄		氏名	
平成13年度	起案用紙	「精神保健指定医」欄	氏名
	精神保健福祉法第25条通報受理書	「受信者」欄	氏
		「検事」欄	氏
		「担当」欄	氏、連絡先
		「引取者」欄	氏名、性別、年齢、続柄、住所、連絡先
		「治療歴」欄	陳述内容
	「保護者」欄	氏名、住所	
入院措置通知書	「現に保護の任に当たって	氏名、年齢、住所、続柄	

		いる者」欄	
	措置入院に関する診断書	「生活歴及び現病歴」欄	陳述内容
		「主たる陳述者氏名」欄	氏名
		「被診察者との続柄」欄	続柄
		「問題行動」欄、「現在の病状又は状態像」欄、「診察時の特記事項」欄	診断内容
		「精神保健指定医氏名」欄	氏名、印影
		「診察に立ち会った者」欄	氏名、性別、続柄
平成19年度	起案用紙	「精神保健指定医」欄	氏名
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条通報受理書	「受信者」欄	氏名
		「通報者」欄	氏
		「保護した原因」欄	陳述内容
		「保護者」欄	氏名、性別、続柄、年齢、住所、連絡先
	入院措置通知書	「現に保護の任に当たっている者」欄	氏名、年齢、住所、続柄
	措置入院に関する診断書	「生活歴及び現病歴」欄	陳述内容
		「陳述者氏名」欄	氏名
		「続柄」欄	続柄
		「重大な問題行動」欄、「現在の精神病状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄	診断内容
「精神保健指定医氏名」欄		氏名	
「診察に立ち会った者」欄		氏名、性別	
「職員氏名」欄		氏名	
平成	起案用紙	「精神保健指定医」欄	氏名
成	精神保健及び精神障害	「通報者」欄	氏

27 年 度	者福祉に関する法律第 23条通報受理書	「現に保護の任に当たつて いる者等」欄	氏名、性別、続柄、年 齢、生年月日、住所、職 業、連絡先
		「家族状況」欄	具体的な家族の状況
		「保護した原因」欄、「治 療歴」欄、「精神症状の概 要及び現在の状況」欄	陳述内容
		「その他参考事項」欄	氏名、連絡先、続柄
	入院措置通知書	「現に保護の任に当たつて いる者」欄	氏名、年齢、住所、続柄
	措置入院のための移送 に関する移送記録票	「現に保護の任に当たつて いる者等」欄	氏名、性別、続柄、生年 月日、年齢、住所、職業
		「搬送同行者の氏名」欄	氏、地方公共団体名及び 肩書
		「その他の特記事項」欄	氏名、続柄
		「記録者」欄	氏名
	措置入院に関する診断 書	「生年月日」欄	印影
		「生活歴及び現病歴」欄	陳述内容
		「陳述者氏名」欄	氏名
		「続柄」欄	続柄
「重大な問題行動」欄、 「現在の精神病状、その他 の重要な症状、問題行動 等、現在の状態像」欄、 「診察時の特記事項」欄		診断内容	
「精神保健指定医氏名」欄		氏名、印影	
診察日の一部		印影	
「職員氏名」欄	氏名		

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年11月9日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年12月18日 (第322回第一部会) 平成31年1月11日 (第350回第二部会) 平成31年1月24日 (第243回第三部会)	・諮問の報告
令和元年12月3日 (第333回第一部会)	・審議
令和元年12月17日 (第334回第一部会)	・審議
令和2年2月25日 (第336回第一部会)	・審議
令和2年3月24日 (第337回第一部会)	・審議
令和2年6月23日 (第338回第一部会)	・審議